

障害者差別解消法について

1 法制定の背景

障がい者の権利擁護に向けた取組が国際的に進展し、平成 18 年に国連において「障害者権利条約」が採択され、障害に基づく差別の禁止についての措置が求められることとなった。

国は、国内法の整備を始めとする取組を進め、平成 25 年 6 月 26 日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号）を公布し、平成 26 年 1 月に「障害者権利条約」を締結した。法は、一部を除き平成 28 年 4 月 1 日に施行される。

【法成立までの主な流れ】

平成 16 年 6 月	障害者基本法改正（施策の基本的理念として差別の禁止を規定）
平成 18 年 12 月	国連が「障害者権利条約」を採択
平成 19 年 9 月	国が「障害者権利条約」に署名
平成 23 年 6 月	障害者虐待防止法制定
平成 23 年 8 月	障害者基本法改正（合理的配慮の概念を規定）
平成 24 年 6 月	障害者総合支援法制定
平成 25 年 6 月	障害者差別解消法制定
平成 26 年 1 月	国が「障害者権利条約」を批准
平成 28 年 4 月	障害者差別解消法施行

2 法の目的（第 1 条）

この法律は、障害者基本法第 4 条の「差別の禁止」を具体化するもの。行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定めることによって、すべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としている。

障害者基本法（抜粋）
（差別の禁止）

第 4 条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

3 基本方針の策定（第 6 条）

平成 27 年 2 月 24 日、国は基本方針として差別解消に関する施策の基本的な方向、行政機関等及び事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項等を定めた。行政機関等及び事業者が適切に対応するために必要なガイドライン等の基本となる考え方を示している。

4 法の対象範囲（第 2 条）

（1）障害者

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障害、高次脳機能障害を含む。）

その他の心身の機能の障がいがある者。障害者手帳の有無は問わない。

（2）事業者

商業その他の事業を行う者。目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わない。

（3）対象分野

日常生活及び社会生活全般に係るあらゆる分野が対象となる。
なお、雇用分野においては、障害者雇用促進法の定めるところによる。(法第13条)

5 不当な差別的取扱いについて

(1) 不当な差別的取扱いの考え方 (第7条第1項)

障がい者に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることなどによる、障がい者の権利利益の侵害を禁止する。

(2) 正当な理由の判断の視点

客観的に見て正当な目的の下に行われ、その目的に照らして止むを得ないと言える場合は正当な理由に相当する。

行政機関等及び事業者は、個別の事案ごとに、障がい者、事業者、第三者の権利利益(例:安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止等)及び行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断する。

6 合理的配慮について

(1) 合理的配慮の基本的な考え方 (第7条第2項)

障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないもの。

障がいの特性や具体的場面・状況に応じて異なり、多様かつ個別性が高く、双方の建設的対話を通じて、柔軟に対応がなされるもの。

(例)

- ・ 車椅子利用者のために段差に携帯スロープを渡す、高い所に陳列された商品を取って渡すなどの物理的環境への配慮
- ・ 筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション、分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮
- ・ 障がいの特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更

意思の表明には、言語(手話を含む。)、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や合図、触覚による意思伝達(通訳を介するものを含む。)がある。(支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。)

(2) 過重な負担の基本的な考え方

行政機関等及び事業者は、過重な負担について、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断する。

○事務・事業への影響の程度

(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)

○実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)

○費用・負担の程度

○事務・事業規模

○財政・財務状況

(参考) 行政機関と事業者の障がい者差別に関する基本的な考え方

	不当な差別的取扱い	合理的配慮
行政機関等	禁止	法的義務
事業者	禁止	努力義務

7 行政機関等が講ずべき障がいを理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項について

(1) 対応要領【地方公共団体等については努力義務】(第9条・第10条)

職員が遵守すべき服務規律の一環として行政機関等の長が作成するもの。

対応要領の記載事項

- 趣旨
- 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方
- 同具体例
- 相談体制の整備
- 職員への研修・啓発

(2) 環境の整備 (第5条)

不特定多数の障がい者を主な対象とする事前的改善措置(バリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するための人的支援、情報アクセシビリティの向上等)について、個々の障害者に対する合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努める。研修等のソフト面が含まれることが重要。

(3) 相談及び紛争の防止等のための体制の整備 (第14条)

新たな機関は設置せず、既存の機関等の活用・充実を図る。国・地方公共団体は、相談窓口の明確化、相談や紛争解決などに対応する職員の業務の明確化・専門性の向上などを図ることにより体制を整備する。

(4) 啓発活動 (第15条)

ア 行政機関等における職員に対する研修

行政機関等においては、所属する職員一人ひとりが障がい者に対して適切に対応し、また、障がい者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、法の趣旨の周知徹底、障がい者から話を聞く機会を設けるなどの各種研修等を実施することにより、職員の障がいに関する理解の促進を図るものとする。

イ 地域住民等に対する啓発活動

- ①内閣府を中心に、関係省庁や地方公共団体などとの連携により、周知啓発活動に積極的に取り組む。
- ②家庭や学校を始めとする社会のあらゆる機会を活用し、子供の頃から障がいの有無にかかわらず共に助け合い・学び合う精神を涵養(かんよう)する。
- ③グループホーム等の認可等に際して、周辺住民の同意を求める必要がないこ

とを周知するとともに、住民の理解を得るために積極的な啓発活動を行う。

(5) 障害者差別解消支援地域協議会（第17条）

障がい者にとって身近な地域において、国及び地方公共団体の機関は、地域の実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行うネットワークとして組織することができる。

《期待される役割》

適切な相談窓口機関の紹介、具体的事案の対応例の共有・協議、構成機関等による調停・斡旋等の紛争解決、複数機関による対応等